（別添１）

単式簿記方式における科目

(会計細則例第９条による科目)

収支予算書及び収支決算書の科目

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 科　　　　　目 | | 取　　扱　　要　　領 |  |
| 款 | 項 |
| **【**収入】  土地改良事業収入  附帯事業収入  基本財産運用収入 | 賦課金収入  加入金収入  夫役現品収入  転用決済金収入  負担金収入  他目的使用料収入 | 土地改良事業における収入  一般管理費、土地改良事業費（土地改良区が行う  管理事業費を含む。）、附帯事業費、国営負担金、  県営分担金及び償還金等に充当するための賦課金  収入  土地改良区に新規に土地が編入（加入）される場  合において、これまで土地改良区が行った土地改  良事業に対する加入者の負担額  夫役現品に充当するための賦課金収入  決済年度以前の年度に係る賦課金等の決済時点に  おける未納入金額及び決算年度の翌年度以降の事  業に係る負担金額  土地改良区営土地改良事業における関係者及び関  係機関等からの負担金収入（組合員を除く。）  土地改良事業以外の事業における収入  土地改良施設等を他目的使用させることにより生  ずる収入  土地改良区の健全な運営を図るため、定款及び規  約において基本財産と定めたものから生じる収入 |
|
|  |  | 基本財産配当金収入 | 基本財産を運用することにより受け取る配当金収 |  |
|
|  | 特定資産運用収入  補助金等収入  交付金収入  寄付金収入  受託料収入  雑収入  借入金収入 | 基本財産利子収入  特定資産配当金収入  特定資産利子収入  ○○事業補助金収入  ○○助成金収入  適正化事業交付金収入  寄付金収入  ○○業務受託料収入  過年度収入  雑収入  区債収入  公庫資金借入収入 | 入  基本財産を運用することにより受け取る利子収入  基本財産以外のその他固定資産のうち、積立金規  程等において積立目的及び管理並びに運用につい  て、一定の制約が付されている特定資産から生じ  る収入  特定資産の積立金等を運用することにより受け取  る配当金収入  特定資産の積立金等を運用することにより受け取  る利子収入  土地改良区が行う土地改良事業費、運営費に充て  る目的で受け取る補助金、助成金等  補助事業に要する経費に対する国県等からの補助  金収入  土地改良区運営経費等に充てるための市町村等か  らの助成金収入  土地改良施設維持管理適正化事業の交付金額（土  地改良区が拠出した金額を含む。）  寄付を受けたことによる収入  土地改良区が行う受託業務における収入  過年度の未収金等の収入  過怠費、延滞利息等の収入  土地改良区が事業を行うために発行した区債から  生ずる収入  日本政策金融公庫から受けた融資資金 |  |
|
|  |  |  |  |  |
|
|  | 積立金取崩収入  更新積立金収入  固定資産売却収入  交付換地清算金収入  徴収換地清算金収入  ○○会計繰入額  繰越金  **【**支出】  土地改良事業費 | その他借入金収入  積立金取崩金  任意更新積立金収入  土地売却収入  建物売却収入  車両運搬具売却収入  工具器具等売却収入  換地清算金交付金収入  換地清算金徴収金収入  ○○会計からの繰入金  前年度繰越金  工事費支出  維持管理費支出  適正化事業費支出 | その他金融機関から受けた融資資金  各種積立金を取り崩すことで生ずる収入  将来の更新事業の負担に備えるための任意積立金  収入  固定資産売却により生じる収入  土地売却により生ずる収入  建物売却により生ずる収入  車両運搬具売却により生ずる収入  工具器具等売却により生ずる収入  都道府県営土地改良事業の換地等の換地清算にお  いて都道府県等から交付される換地清算金により  生ずる収入  関係権利者から徴収する換地清算金により生ずる  収入  他会計からの繰入金  前会計年度からの繰越金額  毎期の土地改良区営土地改良事業実施に必要な費用  土地改良区営土地改良事業の工事等に要する費用  日常の維持管理に要する経費（土地改良区連合の  負担金等を含む。）  土地改良施設維持管理適正化事業の実施に要する |  |
|
|  |  |  | 経費 |  |
|
|  | 一般管理費  負担金等  借入金返済支出  固定資産取得支出  支払換地清算金収入 | 適正化事業拠出金支出  委託業務費支出  受託業務費支出  運営事務費支出  事務所費支出  ○○事業負担金等支出  支払負担金等支出  公庫資金償還金支出  その他返済金支出  土地取得支出  建物取得支出  車両運搬具購入支出  工具器具等購入支出  換地清算金支払金支出 | 土地改良施設維持管理適正化事業の土地改良区拠  出金  土地改良区が委託する業務に要する経費（土地改  良事業に関するものに限る。）  土地改良区が受託する業務に要する経費（土地改  良事業に関するものに限る。）  土地改良区運営のために要する一般的経費  土地改良区運営のために、毎年度経常的に要する  経費  土地改良区事務所等の維持管理等に要する経費  国営及び都道府県営土地改良事業の負担金、分担  金等（国の直轄管理、県管理補助等の公的管理地  区の負担金等土地改良事業に係る各種負担金を含  む。）  土地改良区が加入している団体への年会費等  日本政策金融公庫からの融資資金の償還金  公庫以外の融資機関に対する返済金  事業に要する固定資産の取得に要する経費  土地の取得に係る支出額  建物の取得に係る支出額  車両運搬具の購入に係る支出額  工具器具等の購入に係る支出額  関係権利者に支払う換地清算金額 |  |
|
|  |  |  |  |  |
|
|  | 納付換地清算金収入  積立金繰出支出  ○○会計繰出額  予備費 | 換地清算金納付金支出  ○○積立金繰出支出  ○○会計繰出金支出  予備費 | 都道府県営土地改良事業の換地等の換地清算にお  いて都道府県等に納付する換地清算金額  各種積立金を積み増すための支出額  他会計への操出金  承認された予算科目及び予算額が不足したときに  用いることができる金額 |  |

　上記の款「一般管理費」のうち、項「運営事務費支出」の説明種目については、次のとおり。

（説明種目及び意味）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 説　明　種　目 | 附　　　　　　　　　　記 |  |
| １．報　　　　　酬 | 広義の意味では一定の役務の対価として与えられる反対給  付をいう。役員、総代、委員等について、年額（年報償額）  で土地改良区の報酬規程又は総（代）会で議決されているも  の |
| ２．給　　　　　料 | 広義の意味では労務に対する対価である。土地改良区の職  員給（月給）で、臨時職員を含まない。厚生年金加入職員（農  業漁業共済組合加入履歴を含む。）をいう |
| ３．旅　　　　　費 | 旅費規程による。非常勤役員、総代、委員等の費用弁償等  も広義の旅費 |
| ４．手　　　　　当 | 扶養家族手当、通勤手当、時間外勤務手当、寒冷地手当、  宿日直手当、期末勤勉手当、管理職手当 |
| ５．報 償 金 | 講演会、研修会に依頼した講師に対する謝礼金等 |
| ６．賃　　　　　金 | 身分が土地改良区職員でない者の給与 |
| ７．備　　　　　品 | 自動車、トラクター、テレビ、机、椅子、書庫、パーソナ  ルコンピューター、複写電卓等 |
| ８．消　耗　品　費 | 消耗品は使用することによって消耗され、原形を失い又は  損じ易いもの、若しくは長期保存使用に耐えないもの  　例えば、各種事務用用紙類等 |
| ９．燃　　料　　費 | 事務所暖房用及び炊事用のガス等、自動車燃料、オイル等 |
| 10．給水光熱費 | 電気使用料、水道使用料 |
| 11．通信運搬費 | 郵送代、電気代、電話架設工事費等 |
| 12．印刷費 | 封筒、罫紙類（名入り印刷）賦課金通知書、督促状、その  他関係諸帳簿印刷、パンフレット、災害等の現場写真代等 |
| 13．広告費 | 事務上及び事業上必要な広告の費用（新聞その他の広告等） |
| 14．食糧費 | 会議用茶菓、弁当等業務上必要とされるもの |
| 15．交際費 | 交際費は業務上必要の最小限度で、適切な予算額の計上が  必要 |
| 16．借損料 | 土地借上料、敷地借上料、家屋借上料、公舎借上料  　自動車借上料等 |
| 17．修繕費 | 事務所の小破修繕程度 |
| 18．償還及び賠償金 | 日本政策金融公庫等借入金償還金  　賠償金、交通事故等による賠償金 |
| 19．利　　　　子 | 一時借入金利子、公債利子 |
| 20．保　　険　　料 | 火災保険、健康保険、失業保険、厚生年金、共済年金、土  地改良施設損害賠償保険等 |
| 21．投資及び出資金 | 農林中央金庫出資金、県信連出資金等 |
| 22．繰上充用金 | 前年度繰上充用金（総（代）会の議決が必要） |

財産目録の科目

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 科目 | | 取　　扱　　要　　領 |  |
| 款 | 項 |
| 【資産の部】 | | |
| **［**流動資産］  **［**固定資産］  有形固定資産 | 現金及び預金  有価証券  未収賦課金等  換地清算金未収金  短期未収金  前払金  仮払金 | 資産のうち、期末日の翌日から１年以内に現金化、  費用化ができるもの  現金：手もとにある金銭、小切手、郵便為替貯金  　　　払出証票、郵便為替証書等  預金：金融機関への預貯金、当座預金、普通預金、  　　　定期預金、郵便貯金等（特定資産に属する  　　　ものを除く。）  期末日の翌日から１年以内に満期の到来する債券  等（ただし、基本財産又は特定資産に属するもの  を除く。）  賦課金、加入金、転用決済金等土地改良法におい  て強制徴収権を付与されている未収入金（当期に  賦課等をした未収入金に限る。）  換地清算における関係権利者からの未収金で換地  処分公告の翌日から起算して、１年未満のもの  補助金、財産使用料、受託料、他目的使用料等相  手方の同意において受け取ることとなる未収入金  （ただし、当期に契約等をした１年以内の未収入  金に限る。）  購入物品又は用益代金等の前払金  役職員の出張旅費や交際費等で支出額や科目が確  定していない場合において支出した額を一時的に  処理する科目  土地改良区において継続的に事業等に使用するこ  とを目的として所有するもの  土地や建物のように実体のある資産で、長期にわ  たり事業に使用する目的で保有する資産（土地改 |
|
|  | 無形固定資産  その他固定資産 | 山林、宅地及びその従  物  建物及び附属設備  機械及び装置  車両運搬具  工具、器具等  建設仮勘定  事務所等借地権  ソフトウエア  基本財産  ※説明種目レベルの例  　　　山林、宅地及びその従物 | 良施設、同敷地権利を除く。）  山林、宅地及びその従物たる資産  土地改良区の事務所、倉庫等の建物及び車庫その  他建物附属設備（建物に対して行った造作を含  む。）  工作又は作業用の機械及び装置（工具及び器具を  除く。）  自動車、自動二輪車等の事業の用に供される車両  及び運搬具  測定、検査及び修理用等工具器具並びに家具、電  気器具、事務機器及び什器等（耐用年数が１年以  上で、かつ、取得価格が３万円以上のものをいう。）  建設中の建物、製作中の機械等、完成前の有形固  定資産への支出等を仮に計上しておくための勘定  科目  固定資産のうち、借地権、ソフトウェア資産等  事務所等敷地の借地権で、土地改良施設及び基本  財産の敷地に属さない土地の借地権  パーソナルコンピューターソフト等事務の用に供  されるもの（土地改良施設操作のソフトウェアを  除く。）  有形固定資産、無形固定資産以外の固定資産  土地改良区の健全な運営を図るため、定款及び規  約において基本財産と定めたもの  山林、宅地及びその従物で、定款及び規約におい  て基本財産と定めたもの |  |
|
|  |  | 備荒積立金  　　　土地改良施設更新積立金  基本財産有価証券  特定資産  ※「財政調整基金」から「差  入保証金等」までは説明種  目レベルの例  　　財政調整基金  　　職員退職給付積立金  　　役員退任慰労積立金  　　転用決済金積立金  土地改良事業負担金等積立金  土地改良事業長期前払費用  　　　建物等更新積立金  　　長期未収賦課金等 | 災害等による減収の補填又は応急復旧事業等に充  てるための積立金で、定款及び規約において基本  財産と定めたもの  所有土地改良施設の更新に際して土地改良区の負  担する更新事業費に充当するための積立金で、定  款及び規約において基本財産と定めたもの  定款及び規約において基本財産と定められた有価  証券  基本財産以外のその他固定資産のうち、積立金規  程等において積立目的及び管理並びに運用につい  て、一定の制約が付されているもの  年度間の財源不均衡の調整に充てるための積立金  職員の退職給付金に充当する積立金  役員の退任慰労金に充当する積立金  農地の転用等による地区除外に伴う決済金で、土地  改良事業に係る将来の負担等に充てるための積立金  管理受託土地改良施設の更新に際して、土地改良  区が負担する負担金等に充当するための積立金  国営土地改良事業に土地改良区負担額を一括納付  した場合の納付相当額  土地改良区事務所及び構築物の更新費等に充当す  る積立金等  過年度分の賦課金、加入金、転用決済金等の未収  金のうち期末日の翌日から１年を超えて納付され  ると認められるもの |  |
|
|  |  | 有価証券  　　出資金  　　差入保証金等 | 長期的に保有する有価証券で、基本財産に属さな  いもの  土地改良事業団体連合会、農協等に対する出資金  賃貸借契約その他取引等により相手方に差入れた  敷金、保証金等 |  |
| 【負債の部】 | | |
| **［**流動負債］  **［**固定負債］ | 未払金  換地清算金未払金  前受金  借入金  換地清算金仮受金  公庫資金等長期借入金  その他の長期借入金 | 期末日の翌日から１年以内に弁済期限が到来する  負債  期末日の翌日から１年以内に弁済（履行）期限が  到来する請負工事費、拠出金、会費及びその他費  用等の未払金  関係権利者に支払うべき換地清算金（期末日の翌  日から１年以内のものに限る。）  土地改良区が受け取る債権のうち金額が確定して  いるもので、賦課又は納入告知等が行われていな  いもの（納入期限１年以内のものに限る。）  返済期限が期末日の翌日から１年以内の借入金  （返済期限が期末日の翌日から１年以内となった  長期借入金を含む。）  創設換地取得者等から換地処分公告日以前に納付  された換地清算金相当額で、次いで、土地改良区  として換地清算を行うもの  流動負債以外の負債で、弁済期限が期末日の翌日  から１年を超える負債  都道府県営及び土地改良区営土地改良事業に係る  日本政策金融公庫等からの借入金で、返済期限が  期末日の翌日から１年を超える借入金  土地改良区運営費等に係るその他金融機関からの |
|
|  |  | 長期未払金  任意更新積立金  長期預り金 | 借入金で、返済期限が期末日の翌日から１年を超  える借入金  過年度分の未払金で、期末日の翌日から１年を超  えるもの  所有土地改良施設又は管理受託施設の更新に際し  て組合員が負担する負担金等に充当する予定の任  意の積立金  預り保証金等預り金のうち期末日の翌日から返還  予定が１年を超えるもの |  |